

(特定サービス産業実態調査)

## 審 査 メ モ

## 1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について

サービス産業に係る統計調査については、5年周期で「経済センサス-活動調査」（基幹統計調査）、年次で本調査及び「サービス産業動向調査」（一般統計調査）並びに月次で「特定サービス産業動態統計調査」（一般統計調査）及び「サービス産業動向調査」（一般統計調査）が実施される等、整備が進められている。

一方、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）で指摘のあったサービス産業動向調査の基幹統計化や、情報通信業の分野においては、情報通信業に関する企業活動の統計を整備するといった検討が進められている状況にある。

これらの状況を踏まえ、本調査の今後の在り方について検討する必要がある。

(論点)

- a 本調査と他のサービス産業に係る統計調査や企業関係の調査との関係はどのように整理されているか。
- b 現在、政府としてどのような形で検討が行われているのか、また、今、どのような検討状況となっているか。
- c 本調査の今後の在り方について、どのように考えるか。また、今後の在り方を整理する上で、特に検討が必要な事項は何か。

## 2 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応

(検討課題)

前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。

(論点)

- a 「各業種の特性に対応した調査事項」とはどのようなものを指すか。
- b 「各業種の特性に対応した調査事項」の設定について、現時点での検討状況はどのようになっているか。特に、具体的に課題が指摘されている以下の事項の現時点での検討状況はどのようになっているか。また、今後はどのように検討する予定か。
  - ・ 各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数
  - ・ 「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容
  - ・ 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契

## 約先産業別割合の産業区分の内訳の追加

### 3 報告を求めるとに用いる方法の変更について

本調査について、今回、経済産業省は、都道府県の事務負担の軽減及び調査員の確保が困難であることへの対応等を図る観点から、以下のとおり変更することとしている。

#### ア 調査系統の見直し

報告を求めるとに用いる方法について、下表のとおり、変更を行う。

表

現行	変更後
事業所調査： 経済産業省- <u>都道府県</u> - <u>統計調査員</u> -報告者（ <u>調査員</u> 調査）	事業所調査： 経済産業省- <u>民間事業者</u> -報告者（ <u>郵送</u> 調査）
企業調査： 経済産業省-民間事業者-報告者（郵送調査）	企業調査： 経済産業省-民間事業者-報告者（郵送調査）
本社一括調査： 経済産業省-報告者（郵送調査）	本社一括調査： 経済産業省- <u>民間事業者</u> -報告者（郵送調査）

（審査結果）

本調査のうち、事業所を対象とした調査（22業種）について都道府県経由の調査員調査から民間委託による郵送調査に移行するものであるが、結果精度や回収率の確保の観点から検討が必要である。

（論点）

- 都道府県経由の調査員調査と比較して、民間事業者による郵送調査のメリット、デメリットをどのように整理しているか。
- 本調査において、民間事業者による調査員調査ではなく、最終的に民間事業者による郵送調査に移行することとした理由は何か。
- 本調査のうち、企業調査（6業種）については、既に民間事業者による郵送調査を導入しているが、従来、調査員調査（22業種）と比較して回収率はどのようになっているか。民間事業者による郵送調査を実施するのに当たっての課題はあるか。
- 民間事業者による郵送調査に移行することに際し、結果精度や回収率の確保の観点から、どのような対応を予定しているか。
- 今回の調査計画の変更について、都道府県の意見を把握しているか。把握している場合、その内容は何か。

## イ 民間事業者への業務委託内容の変更について

民間事業者への業務委託内容について、下表のとおり、変更を行う。

表

現行	変更後
調査票の送付・回収・督促・未記入照会	調査票の印刷・送付・回収・督促・未記入照会・ <u>審査</u> ・ <u>集計</u>

(審査結果)

今回の民間事業者への業務委託内容の範囲の拡大については、調査系統を一元化することにより、調査事務全体を包括的に業務を民間に委託することが可能となったものであり、調査業務全体の軽減化に資することから、適当と考える。

(論点)

- a 審査・集計を含めて民間委託とすることによるメリット、デメリットは何か。  
メリット、デメリットを勘案した上で、最終的に審査・集計を含めて民間委託とする理由は何か。
- b 審査・集計を民間委託することについて、結果精度の確保の観点から、どのような対応を行うことを予定しているか。
- c 審査・集計における調査実施者と民間委託の受託者との役割分担はどのように整理しているか。